

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三豊市は香川県の西部に位置しており、平成 18 年 1 月 1 日に高瀬町・山本町・三野町・豊中町・詫間町・仁尾町・財田町の 7 町の合併によって誕生しました。総面積は、222.73k m²で、香川県の総面積 1,876.77k m²の約 12%を占めています。

市内の交通は、北東から南西方向に高速自動車道、国道 11 号、国道 377 号、JR 予讃線が走り、南東部には、南北に国道 32 号、JR 土讃線が走っており、幹線交通軸を形成しています。特に、高速自動車道については、市内にさぬき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ーフインターチェンジを有しています。また、国道 32 号を通じて井川池田インターチェンジとも連絡し、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面に向けて交通の利便性が高くなっています。さらに、JR 詫間駅、JR 高瀬駅には、特急電車が停車するほか、土讃線の分岐点である JR 多度津駅、高松空港など交通の結節点にも近く、四国における交通の要衝に近接した恵まれた交通条件を有しています。また、海上交通の拠点として、国際貿易港である詫間港とマリンレジャーの盛んな仁尾港の 2 つの地方港湾を有しています。

本市の人口は、国勢調査の総人口の推移をみると、合併前の昭和 60 年に 7 町の人口の総和が 78,282 人に達しましたが、その後、徐々にペースを速めながら、減少を続けています。令和 2 年の国勢調査では 61,857 人にまで減少し、本市が誕生してから 15 年間で約 9,000 人（約 11%）が減少し、現在では 62,000 人を下回っています。年齢 3 区分別人口を見ると、老年人口は 22,573 人で高齢化率は 36.4%となり、年々増加しています。また、生産年齢人口は 32,067 人で年々減少しています。少子高齢化の進行による人口減少、特に生産年齢人口の減少が深刻化しており、中長期的な視点から今後、市内の経済・雇用にマイナスの影響を及ぼす恐れがあり、地域の活力の低下や市内産業の衰退が危惧されています。

本市の産業を見ると、令和 3 年経済センサスでは事業所数は 2,693 事業所、従業者数は 24,557 人となり、高齢化、後継者問題による廃業等の増加により事業所数及び従業者数は減少傾向です。また、中小企業白書によると、平成 28 年の香川県の総事業者数に占める中小企業者の割合は全体の 99.8%に及び、本市においても同水準以上と推測され、中小企業者が市内の産業基盤を形成していると言えます。

平成 28 年経済センサスから産業構造を従業員数ベースで見ると「製造業」、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」が本市の約 6 割の経済と雇用を支えており、そのほか「建設業」、「運輸業・郵便業」、「宿泊業・飲食サービス業」等、幅広い産業が本市の経済と雇用を支えています。また、付加価値額ベースで見ても、同じく「製造業」、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」で本市の約 6 割の市民所得の基を

生み出しており、そのほか「建設業」、「運輸業・郵便業」、「金融業・保険業」等、幅広い産業が市民所得の基を生み出しています。

しかしながら、本市は合併以降、人口減少が続いており、さらには少子高齢化が進行する中、産業を支える生産年齢人口が減少しています。平成 25 年度以降上昇傾向の三豊市及び観音寺市を管轄する観音寺公共職業安定所管内の有効求人倍率は、令和 3 年度は 1.73 倍となり、香川県内有効求人倍率 1.42 倍を大きく上回っています。市内の中小企業者は人材確保が難しい状況であり、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状態です。中小企業者の人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題となっています。

このような中で、平成 25 年に産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、事業者の自主的な経営意欲を助長するとともに、その経営基盤の強化を図り、もって市民の生活の向上、活力ある地域経済及び環境と調和した地域社会の実現に寄与することを目的とした「三豊市産業振興基本条例」を制定しました。その後、市民、事業者、関係団体、行政が将来の産業振興に向けてより強力・連携するため、「三豊市産業振興基本計画」及び「三豊市産業振興基本計画アクションプラン」を制定し、様々な産業振興施策を実施しています。

本市では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内の中小企業者の先端設備等の導入を促し、生産性を抜本的に向上させることで人手不足に対応した事業基盤の構築し、本市経済の活性化と市民のくらしの向上を目指します。

(2) 目標

本市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

これにより、本市は県内において設備投資が活発な自治体の一つとなり、中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築し、西讃地区の中核都市として更に地域経済が発展することを目指します。

(3) 労働生産性に関する目標

現在、市内の中小企業者は、深刻な人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況です。このような中、市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題となっています。

したがって、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の目標伸び率は年平均 3%以

上とし、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率とします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉を中心に、建設業、運輸業、サービス業、農林水産業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとします。

ただし、太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、詫間地区の経面工業団地、水出工業団地、豊中地区の陣山工業団地、山本地区の神田中央工業団地、財田地区の丸谷工業団地など市内各地に12か所の工業団地が存在し、約100社の企業が立地しています。また、高速自動車道インターチェンジ周辺、臨海エリア、山間部など市内各地に企業が立地しています。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は市内全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉を中心に、建設業、運輸業、サービス業、農林水産業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など多様な事業・取組みがあります。

したがって、本計画において労働生産性の目標伸び率が年平均3%以上見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は令和5年6月18日～令和7年6月17日までとします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮します。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。